

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年1月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第2400448号  
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第2400094号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日（令和3年2月1日）及び取得年月日（令和3年10月1日）を取り消し、令和3年2月から同年9月までの標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

令和3年2月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年2月1日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和3年8月5日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

令和3年8月5日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男  
基礎年金番号 ；  
生 年 月 日 ； 平成4年生  
住 所 ；

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 令和3年2月1日から同年10月1日まで  
② 令和3年8月5日

私は、令和4年1月31日にA社を退職したが、同社は当初、私の厚生年金保険の被保険者資格喪失日を令和3年2月1日とする誤った届出を行ってしまった。その後、A社は、私の厚生年金保険の被保険者に係る資格喪失年月日を訂正する届出を年金事務所に対し行ったところ、請求期間①及び②については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していたことから、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされたため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 A社から提出された請求者に係る賃金台帳、出来高表（令和2年1月分から令和3年12月分まで）及び「実行結果<振込振替>」（請求期間①当時の給与、賞与の支払日及び振込額が確認できる資料）により、請求者が請求期間①において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し誤って届出した後、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年11月22日（令和5年11月27日受付）に請求者の資格喪失年月日を令和4年2月1日に訂正する届を年金事務所に届出したと回答しており、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A社から提出された請求者の請求期間②に係る賃金台帳及び「実行結果<振込振替>」並びにオンライン記録により確認できる、同社が電子申請により届出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）から、請求者は、令和3年8月5日付けで同社から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し届出したと回答しているところ、厚生年金保険料については、上記1のとおり資格喪失年月日の届出誤りのため、納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2400582号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2400039号

## 第1 結論

昭和62年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年4月から同年10月まで

私は、国家公務員共済組合の事務担当者から、退職後の昭和62年4月1日から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するように説明を受けた。このため、私の母は、昭和62年4月頃に私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれており、私は、母から納付期限内に私の国民年金保険料を納付していると聞いたことを覚えている。請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が昭和62年4月頃に請求者に係る国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続き及び当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、それらを行ってくれたとする請求者の母親は既に亡くなっており、証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者に係る国民年金の被保険者資格取得日を昭和62年4月1日とする処理が平成3年5月20日に行われ、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という)「\*」が払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続きは、同年5月に行われたものと推認でき、当該加入手続き時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することはできず、当該加入手続きを行い請求者の上記国民年金番号が払い出されるまでは、請求期間は国民年金に未加入であるため、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行った

ものの、請求者に別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

加えて、請求者が請求期間当時に住民登録していたA市に対して、当該期間当時の国民年金に係る資料の保管状況等について照会を行ったが、同市は、国民年金手帳記号番号交付簿、国民年金関係書類受付処理簿及び国民年金被保険者名簿等の資料は保存期間経過のため保管しておらず、請求者の国民年金に係る情報は確認できない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。